

京都市駐車場条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第108号）
 （建設局自転車政策推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、路外駐車場の駐車料金及び利用料金の上限額の適正化を図ることとしました。

1 駐車料金（京都市鴨東駐車場を除く。）

区 分	駐車料金（1回につき）			
	改正前		改正後	
	30分までごと	午後9時から翌日の午前9時まで	30分までごと	午後9時から翌日の午前9時まで
京都市 円山駐車場	円 <u>250</u>	円	円 <u>260</u>	円
京都市 山科駅前駐車場	150円。ただし、平日（土曜日を除く。） にあつては、 上限 <u>1,200円</u>	<u>1,200</u>	150円。ただし、平日（土曜日を除く。） にあつては、 上限 <u>1,250円</u>	<u>1,250</u>
京都市 醍醐駐車場	150円。ただし、上限 <u>1,200円</u>	<u>1,200</u>	150円。ただし、上限 <u>1,250円</u>	<u>1,250</u>

なお、1月1日から同月3日までの間その他必要な場合の京都市円山駐車場の駐車料金は、1日1回につき1,200円から1,250円に改定する。

2 京都市鴨東駐車場の利用料金

区 分	利用料金（1回につき）		
	改正前	改正後	
自動車を退場させる際に利用料金を支払う場合	午前0時から午前2時まで 及び午前7時から午後12時まで	円 30分まで ごとに <u>250</u>	円 30分まで ごとに <u>260</u>
	午前2時から午前7時まで	1時間まで ごとに <u>250</u>	1時間まで ごとに <u>260</u>
自動車を入場させる際に利用料金を支払う場合	24時間までごと	<u>3,800</u>	<u>3,980</u>
	午後8時から翌日の午前3時まで	<u>1,500</u>	<u>1,570</u>

3 定期駐車券（京都市鴨東駐車場を除く。）

区 分	定期駐車券により自動車等を駐車させることができる時間	駐車料金	
		改正前	改正後
京都市 円山駐車場	午前 8 時から午後 8 時まで	円 <u>30,000</u>	円 <u>31,420</u>
	午後 4 時から 翌日の午前 5 時まで	<u>21,000</u>	<u>22,000</u>
	午後 5 時から 翌日の午前 10 時まで	<u>26,000</u>	<u>27,230</u>
	午前 0 時から午後 12 時まで	<u>45,000</u>	<u>47,140</u>
	平日の午前 8 時から 午後 8 時まで	<u>24,000</u>	<u>25,140</u>
	平日の午前 0 時から 午後 12 時まで	<u>39,000</u>	<u>40,850</u>
京都市 山科駅前駐車場	午後 5 時から 翌日の午前 10 時まで	<u>9,000</u>	<u>9,420</u>
	平日（土曜日を除く。）の 午前 5 時から翌日の午前 1 時まで	<u>15,000</u>	<u>15,710</u>
	平日（土曜日を除く。）の 午前 0 時から午後 12 時まで	<u>24,000</u>	<u>25,140</u>
京都市 醍醐駐車場	午後 5 時から 翌日の午前 10 時まで	<u>9,000</u>	<u>9,420</u>
	午前 0 時から午後 12 時まで	<u>20,000</u>	<u>20,950</u>
	平日の午前 5 時から 翌日の午前 0 時 30 分まで	<u>15,000</u>	<u>15,710</u>
	平日（土曜日を除く。）の 午前 5 時から翌日の午前 0 時 30 分まで	<u>12,000</u>	<u>12,570</u>

4 京都市鴨東駐車場の定期駐車券

定期駐車券により自動車を駐車させることができる時間	利用料金	
	改正前	改正後
午前 8 時から午後 8 時まで	円 <u>30,000</u>	円 <u>31,420</u>
午後 6 時から翌日の午前 8 時まで	<u>30,000</u>	<u>31,420</u>
午前 0 時から午後 12 時まで	<u>45,000</u>	<u>47,140</u>
平日の午前 0 時から午後 12 時まで	<u>39,000</u>	<u>40,850</u>

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとしました。

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第108号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

「

250円	円
150円。ただし、平日（土曜日を 除く。）にあつては、30分までごと に150円を加えた額が1,200 円を超えるときは、1,200円	1,200
150円。ただし、30分までごと に150円を加えた額が1,200 円を超えるときは、1,200円	1,200

別表第2備考以外の部分中

を

」

「

260円	円
150円。ただし、平日（土曜日を 除く。）にあつては、30分までごと に150円を加えた額が1,250 円を超えるときは、1,250円	1,250
150円。ただし、30分までごと に150円を加えた額が1,250 円を超えるときは、1,250円	1,250

に改め、同表備考3中「1,200

」

0円」を「1,250円」に改める。

別表第3自動車を出場させる際に利用料金を支払う場合の項中「250」を「260」
に改め、同表自動車を入場させる際に利用料金を支払う場合の項中「3,800」を「3,

980」に、「1,500」を「1,570」に改める。

別表第4京都市円山駐車場の項中「30,000」を「31,420」に、「21,000」を「22,000」に、「26,000」を「27,230」に、「45,000」を「47,140」に、「24,000」を「25,140」に、「39,000」を「40,850」に改め、同表京都市山科駅前駐車場の項中「9,000」を「9,420」に、「15,000」を「15,710」に、「24,000」を「25,140」に改め、同表京都市醍醐駐車場の項中「9,000」を「9,420」に、「20,000」を「20,950」に、「15,000」を「15,710」に、「12,000」を「12,570」に改める。

別表第5午前8時から午後8時までの項及び午後6時から翌日の午前8時までの項中「30,000」を「31,420」に改め、同表午前0時から午後12時までの項中「45,000」を「47,140」に改め、同表平日の午前0時から午後12時までの項中「39,000」を「40,850」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）の駐車料金及び利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金及び利用に係る料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金及び利用に係る料金については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自動車（原動機付自転車を含む。）の路外駐車場の駐車料金及び利用に係る料金については、改正後の条例別表第2及び別表第3の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)